

第4期 被災地応急対応期

4-1. 災害応急対策

1. 生活福祉対策

01.7月13日に災害救助法が適用され、様々な生活福祉対策が実施された。

7月13日0時30分に、特に被害の大きい奥尻町に災害救助法が適用され、その後、6時に大成町、10時に瀬棚町、島牧村、15時に北檜山町にも同法が適用されたことから、関係支庁を通じ各町村に対し、避難所の設置、炊出しなど被災者の応急救助の実施について指導を行った。翌14日には、応急救助についての指導、連絡調整のため、檜山支庁へ職員1名を派遣した。また、15日には、甚大な被害を受けた奥尻町へ第1次として、生活福祉部及び檜山支庁社会福祉課から26名の職員を派遣し、その後、9月18日までの間に10次にわたって89名を派遣し、仮設住宅の設置や入居など災害救助法による応急救助に関する事務や災害弔慰金の支給事務、被災住民への各種生活相談の実施などについて支援した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.31]

02.各種資金貸付・各種保険免除など資金面での応急救助も適切に行われた。

7月20日には、各種資金の貸付や各種保険料の減免等について、関係支庁及び市町村へ通知し、相談体制を強化するとともに、その適切な運用が図られるよう指導を行った。

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.31]

また、災害救助法適用5町村の被災者の冬季間の生活支援特別対策として、暖房用灯油の購入費に対する助成を411世帯を対象に実施した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.32]

2. 住宅都市対策

01.公営住宅は直ちに被災状況調査が行われ、12月には道営住宅52戸が完成。

災害応急仮設住宅の建設支援については、7月15日生活福祉部からの支援要請に応じて、技術者を3名奥尻町へ派遣するとともに、7月19日から第2次支援体制を整え、災害応急仮設住宅完成までの間、延べ18名の職員を奥尻町へ派遣し、総戸数330戸の災害応急仮設住宅建設に際しての現地調査、設計及び建設指導などにあたった。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.32]

また、公営住宅の復旧については、地震発生後、直ちに被災状況調査を行い、被災市町村への復旧指導を行った。災害査定については、11月29日から12月1日にかけて行われた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.32]

災害公営住宅については、7月15日、職員を奥尻町へ派遣し現地調査を実施するとともに、奥尻町被災者意向調査や町営及び道営住宅の建設計画などの協議を行った。その他

第4期 被災地応急対応期

の災害救助法適用町村に対しては、要望の取りまとめや指導を行った。奥尻町の道営住宅については12月に52戸が完成し、被災者の入居が行われた。また、平成6年度の災害公営住宅30戸の建設については、8月3日着工している。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.32]

02. 一般住宅へは住宅金融公庫災害復興住宅資金貸付制度が適用された。

一般住宅の復旧対策としては、住宅金融公庫災害復興住宅資金貸付制度の適用について、7月13日、住宅金融公庫北海道支店に対し要請及び協議を行うとともに、同日、住宅金融公庫総裁及び建設省に対し要請を行った。7月15日には適用の発表があり、翌日から受け付けを開始した。また、災害住宅復興のため、8月16日、道の持家建設資金や北方型住宅建設資金の要綱改正を行い、災害復興特例を設けた。これらの制度の周知を行うため、被災地において説明会を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.32]

03. 被災者の建築許可申請手数料等については免除した。

被災者の住宅建設を支援するため、建築確認及び仮設建築物建築許可申請手数料について免除するとともに、奥尻町については、奥尻町災害復興住宅利子補給費補助制度を創設し、被災者の利子負担の軽減を図っている。さらに、7月16日、住宅被災者の公営住宅への特定入居について市町村に対し協力要請を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.33]

04. 下水道や都市公園は調査後、応急処置を実施。その後復興を行った。

被災後、速やかに下水道や都市公園などの都市施設について、被災箇所の調査及び応急措置を実施するとともに、特に下水道については管渠施設が地中のため、TVカメラによる調査を実施し、その後復旧を完了した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.33]

05. 甚大な被害を受けた奥尻島は「奥尻島災害復興支援プロジェクトチーム」を設置。

地震により甚大な被害を受けた奥尻町の復興について、住宅都市部では、7月30日に部内に「奥尻町災害復興支援プロジェクトチーム」を設置し、復興にあたっての課題や整備手法などの支援策について検討を行った。特に、壊滅的被害を受けた奥尻町青苗地区については、「安心して住めるまちづくり・新しい魅力のあるまちづくり」を基本方針として、当該地区の復興計画の素案の策定に向けて検討を行った。8月9日に設置された「南西沖地震災害復興対策推進委員会」の「まちづくり対策プロジェクトチーム」に検討結果を提案するとともに、8月20日に設置された「南西沖地震復興対策室」の復興計画素案策定業務に協力した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道

(1995/3), p. 33]

06. 奥尻町では災害2週間後に早くも仮設住宅を設置した。

奥尻町では、災害で家屋を失った被災者に対して一時的な住居としての災害応急仮設住宅を島内に9カ所、計330戸(330世帯、入居者899名)設置し、被災者の生活的・精神的安定を図った。[『北海道南西沖地震奥尻町記録書』奥尻町(1996/3), p. 159]

07. 北檜山町では35戸の仮設住宅が建設された。

避難住民は当初、ふとろ荘別荘や共和生活改善センター、民間の協力でふとろ荘に隣接する別荘地の管理棟の3箇所まで避難生活をしていましたが、避難生活が長期間となったことから、町は厚生省や北海道に被害の甚大さを訴え、特段の配慮によって共和地区に9棟35戸の仮設住宅の建設が認められ、9月3日完成し、避難住民に入居してもらいました。[『北海道南西沖地震北檜山町被災記録書』北檜山町(1995/3), p. 3]

3. 衛生対策

01. 水道施設の被災は1,030箇所到達したが、災害復興国庫補助事業として復旧。

水道施設は、32市町村の56施設で被害を受けた。(中略)被害総額は、約252百万円に達し、10町村14施設については、10月18日から29日に国の災害査定を受け、災害復旧国庫補助事業として復旧を行った。(国庫補助金額68,368千円)[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 33]

奥尻町青苗地区簡易水道については、多くの住家が焼失・流失したため、まちづくり復興計画に基づいて水道施設の復旧工事を実施することとし、平成6年8月22・23日に国の災害査定を受け、災害復旧国庫補助事業として復旧を行っている。(上記の被災箇所、被害額及び断水戸数には、同簡易水道分を含んでいない。)[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 33]

02. 一般廃棄物処理施設は計11件、火葬場は3件の被害が発生した。

一般廃棄物処理施設及び火葬場の被害状況については、震度が大きく災害が予想される箇所を重点的に、保健所を通じて各市町村より情報収集にあたったほか、電話等により被災の状況等を担当者と打合わせ、対策措置状況を取りまとめるとともに、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課及び同企画課と調整を図った。また、被害が甚大である奥尻町を中心に被害状況及び施設復旧までの対処方法を検討するため、職員を派遣し協議を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 36]

一般廃棄物処理施設については、檜山、渡島管内の7町(一部事務組合含)においてし尿処理施設4件、ごみ処理施設5件、埋立処分地施設1件及び生活排水処理施設1件の計11件が、火葬場については、上記管内の3町において3件の被害が発生した。[『平成5

年（1993年）北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p.36]

また、被害の復旧については、廃棄物の適正処理を確保するための応急措置について協議し、処理施設及び火葬場の復旧対策について、復旧工事が災害補助事業として進められ、財源の確保が円滑に行われるよう関係省庁と十分に協議を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p.36]

03. 医療班は、巡回医療を行い幅広い範囲の医療活動を行った。

医療確保対策においては、地震発生後直ちに、被災各地の医療施設の被害状況について調査を行うとともに、患者の発生状況及び患者の受入れ状況の把握に努めた。

また、災害発生直後の7月13日より陸上自衛隊及び航空自衛隊並びに日本赤十字社北海道支部の医療班が奥尻町青苗地区に入り医療救護活動を行ったが、その活動状況及び現地の状況の把握に努めた。奥尻町青苗地区においては、7月13日以降は主に災害救助法に基づく医療救護活動が行われていたものであるが、日本赤十字社北海道支部を除いては、最後まで医療活動を続けていた陸上自衛隊についても7月31日付けで撤収し、日本赤十字社北海道支部が行う災害救助法による医療活動についても、8月9日付をもって終了となった。

しかしながら、この時期の避難住民は、不慣れな避難所生活や、家や家族を失ったことなどから精神的な不安や睡眠不足などのストレス症状を起こす者も多く、8月10日以降もこれら住民の健康管理を含めた医療の確保が必要であると判断し、日本赤十字社北海道支部の協力のもとに被災住民の医療確保のため、引き続き、青苗地区に医療班を派遣することとした。

医療班の活動についてであるが、8月10日から8月15日までは避難所となっている青苗中学校、8月16日から9月30日までは、青苗研修センターに仮設の診療所を設置し、そこを拠点として医療を実施したほか、住民の生活を側面から支えるため、他の地区や仮設住宅に向いて巡回診療を行い、52日間に亘り、幅広い範囲で医療活動を行った。受診患者数は、仮設診療所における患者が延べ932名、巡回診療の患者が血圧測定等を含めると延べ301名となり合計で1,233名に上った。

また、派遣人員については、医師1名、看護婦2名、事務職員1名から構成した4名体制の医療班を52日間で11班編成し、実人員で医師12名、看護婦22名、事務職員11名の計45名を派遣した。

以上が、奥尻町を中心とした医療班の医療活動状況であるが、特に奥尻町の青苗地区においては、災害発生直後は奥尻地区への道路も寸断されており、地域の被災住民が唯一医療を受けられる手段が派遣された医療班であったこと、また、その後においても、青苗地区ほか5地区の約1,770名の住民に対する目に見える医療提供以外にも、精神状態が何かと不安定な状況において、住民に与えた安心感などこれら医療班の果たした役割は、非常に大きかったものとする。

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.36]

04.東日本学園大学に診療を依頼し、義歯を紛失した不自由さを解消した。

奥尻島を中心とした現地の被害の状況が報道されるにつれて、義歯が無くなったために食事に不自由している様子がテレビで放映され、道では現地(奥尻町)に派遣した職員に実態調査を行うよう指示するとともに、東日本学園大学(現北海道医療大学)からの協力申し出もあり、歯科診療班の派遣について検討することとした。調査の結果、奥尻町では、義歯の紛失により不自由な生活をしている人が多いことが判明したため、診療に必要な器材及び歯科診療車を所有し、歯科医療スタッフが整っている東日本学園大学に、印象採得、義歯製作にあたる歯科診療班として診療を依頼した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.36-37]

05.当初の医療活動は試行錯誤的な活動であった。

函館、伊達、旭川、浦河、釧路、栗山、北見の各赤十字病院から救護班が交代で派遣され、13日に青苗中学校保健室に開設された日赤救護所で診療を行うとともに、各避難所を巡回診療した。函館赤十字病院からの救護班は、地震約11時間30分後には自衛隊のヘリコプターで被災地に到着したが、当初は島内には受け入れ体制なく移動手段なく通信手段なく、試行錯誤的な活動であった。また外傷や救命救急のための医療器材と薬剤が用意されたが、重傷者はすでに江差、函館、札幌の病院に搬送されており、実際に必要だったのは降圧剤などの慢性内科疾患の薬剤であった。[『災害の心理学とその周辺 - 北海道南西沖地震の被災地へのコミュニティ・アプローチ - 』若林佳史(2003/5),p.143]

08.保健婦活動は、災害発生後、迅速に確保された救急医療活動と平行して開始された。

4名の保健婦と2名の医師は、渡島後、ただちに各避難所を視察し、その後各活動班にわかれ、聞きとり問診を一人一人に対して行った。不眠・頭痛・有熱・不穏などの有愁訴者や高血圧等の有病者には、血圧を測定した。避難民の多くは、心身の平静を取戻しているかに見えたが、なかには、暗黒の海中を数時間も漂流した後に奇跡的に救助されたが茫然自失の状態の少女、一瞬のうちに家族や家屋を失って虚脱状態を呈している者、毛布を頭からすっぽり被り、呻吟している者なども散見された。(中略)健康相談は、毎日、各避難所において実施された。そして、夕刻にミーティングを行ない、今後の保健婦活動の方向や対策等を確認し合った。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.7]

09.義歯を外したまま避難した人が多く、急性の腹部症状を訴えていた。

健康調査により避難住民の健康状態の概要を一応把握することができたが、その中で我々が当初考えもつかない事態が一つあった。それは、義歯をはずしたまま、避難した

人が、予想外に多く、その人達が、胃のもたれ、不快感など急性の腹部症状を訴えたことであった。(中略)11日目には、歯科医療班の応援を得て義歯製作の作業が開始され、26日目に53名の義歯が完成した。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.7]

10. 遺体は、内陸部の近隣町村に依頼し4日目から8日目までの間に火葬された。

環境衛生対策の最初の仕事は、災害発生翌日より、クレゾール、生石灰など法定消毒薬の被災地への航送であった。援助活動班が渡島直後から当面した最大の問題は、50数体をこす遺体の処置方法に関することであった。島での処置は、不可能なので内陸部の近隣町村に依頼し4日目から8日目までの間に火葬された。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.7]

11. 各避難所における食品の調理にあたっては食品指導を徹底して行った。

その後の環境衛生対策は保健婦活動と平行して実施された。飲料水は自衛隊からの給水であった。給水は間歇的に残留塩素を測定し、安全性を確認した。災害発生後1日目までは、罐詰・カップめんなどの保存食給食であったが、2日目以降、生鮮食料品が支給されるに伴い、食品の貯蔵・管理。調理上の問題点が食品衛生対策上、重要な点となってきた。各避難所には、臨時の給食施設が設けられ、ボランティア、あるいは被災住民の主婦達が自主的に調理にあっていた。これらの人達に対し、調理従事者の手洗いの励行、食品管理法の指導、早朝喫食、検食の保存などの食品指導を連日巡回して、徹底的に強調した。また、トイレの清掃、消毒法についても実施指導し、とくに衛生害虫の駆除には、徹底を期した。また、食中毒、伝染病予防のためのパンフレットを作成し、7日目に避難所・給食施設に配布した。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.7-8]

12. 自衛隊の協力を得て倒壊家屋の散在する地域で法定消毒剤を散布した。

倒壊家屋の散在する地域の法定消毒剤の散布は7日目より、自衛隊の実施協力のもとで開始され、3日間で終了した。環境衛生状態が目立って好転したのは、給水施設が修復され、島のほぼ全域に通水されるようになった11日目以降からであった。清拭・消毒・清拭の繰り返しの作業が環境衛生保持にきわめて重要であった。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.8]

13. 尿尿は、土中埋没法によって処理した。

また、ゴミ焼却炉の機能回復により、生ゴミが迅速に回収されはじめたことも、環境浄化の一因となった。尿尿処理場の修復作業には、長期の日数を要するため、尿尿は、土

中埋没法によって処理した。この処置により、バキュームカーがフル作動し、各避難所の尿尿槽の量は著明に減少し、併せて消毒剤散布、水洗等の効果により、衛生害虫は激減した。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.8]

14.環境の衛生保持に困難を伴い、効果のあげにくかった点は、数百名を収容する体育館における住環境対策であった。

日毎に増す個人への援助物資のため1人の占める居住空間が、狭くなる要因ともなった。浮遊粉塵、炭酸ガス濃度は基準値以下ではあったが、乾燥性に欠く敷っぱなし毛布の改善指導・犬・猫・小鳥などの愛玩動物の持込みに対する規制効果は、短期間の集団指導では限界が感じられた。また、多量の生鮮食料品の貯蔵箇所の不足も異臭発生の根源となった。大型保冷库などの大規模貯蔵施設の必要性が強く感じられた。[『災害時の保健・防疫対策と活動 北海道南西沖地震に係る保健活動事例報告』北海道江差保健所(1994/6),p.8]

4. 農業対策

01.農地や施設などの被害状況を調査し、復旧の応援活動を行った。

農政部では、地震による農業被害の実態を把握し、適切な対策を講じるため、8月10日、農業被害調査並びに制度資金需要額等調査を実施した。

営農技術対策としては、地震発生後、直ちに、道の専門技術員を現地に派遣し、被害状況の把握と技術指導を行うとともに、7月14日に「北海道南西沖地震被害に対する技術対策」を策定し、これに基づき、担当事技室と農業改良普及所が連携して被災農家に対する営農指導を行った。

農地及び農業用施設の復旧については、早期復旧を図るため、道の担当者等38名(延べ466日)を現地に派遣し、被災状況の調査と復旧の応援活動を行うとともに、翌年の営農に支障を来す恐れのある農地及び農業用施設の復旧を優先的に実施した。

また、この度の地震では、災害復旧事業に該当しない小規模な農地及び農業用施設被害が相当数に及んだことから、これらの災害復旧を支援するため、道の単独事業として「農地等小災害復旧事業特別対策事業」及び「農地災害復旧事業調査設計促進事業」を創設し、被害のあった19事業主体の復旧工事を支援した。

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.38]

02.農業被害への金融対策を行った。

金融対策としては、天災融資法の発動や償還猶予措置を国に要望するとともに、関係金融機関及び北農中央会に対し、経営資金等の円滑な融通と既貸付金の償還猶予等の措置を講じるよう依頼した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道

(1995/3), p. 38]

03. 共済金の早期支払い等を要望

農業共済金の早期支払いについては、国に対し、農作物等の損害評価の早期認定と共済金の早期支払いを要望するとともに、関係農業共済組合及び北海道農業共済組合連合会に対し、適切な損害評価等について指導を行ったほか、収穫皆無耕地を対象とした共済金の仮渡しについて、早期に仮渡しが行われるよう指導を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 38]

04. 共同利用施設の復旧に対応した。

農業協同組合が所有する共同利用施設の復旧については、国費事業である共同利用施設災害復旧対策事業の補助率(2/10)が2/3となるよう道費を上乗せし、希望のあった11農協の施設の復旧を図るとともに、法人格を有しない営農集団が所有する共同利用施設の復旧についても、道単独の営農施設災害復旧特別対策事業を創設し対応した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 38]

5. 林業対策

01. 民有林は支庁が、道有林は道有林管理センターが被害状況を調査した。

林業関係の被害状況の調査は、地震の発生した翌日の7月13日から、民有林については支庁が、道有林については林務署(現「道有林管理センター」)がそれぞれ実施した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 38]

02. 道路網が寸断されたため調査は難航を極めた。

各地で道路網が寸断されたため難航を極めた。特に、林業関係の被害の多くを占める山間部の林地崩壊や林道施設被害などの確認については、膨大な時間を要するものと考えられた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 38]

03. 被害状況の早急な把握のためヘリコプターが使用された。

被害の状況を一刻も早く把握し、その対策を講じるために、7月15日、林野庁と道の合同で、林地の崩壊など治山関係の被害を中心に、ヘリコプターを利用した状況調査を実施した。フェリーの運行が再開された7月19日からは、奥尻町の被害状況の調査を開始したが、奥尻島内の状況が確認されるにつれて、かつてない災害であることが明らかになり、最終的に、林業被害額で217億円に達し、このうち、林地の被害だけで200億円余りとなった。このため、7月26日から30日にかけて、農林水産省、北海道開発庁に対して、林業関係災害の早期復旧及び事業採択などについて要望した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 38]

04.生活に影響のある林道施設は、応急工事を行い通行の確保を行った。

林道施設の被害においても、住民生活、公共施設及び農林業の生活活動に直接影響のある路線や通行止安全対策が必要な箇所については、林道の管理主体である関係市町村を指導し、応急工事等により通行の確保を図った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.38]

6. 水産業対策

01.漁港や共同利用施設などの被害状況の把握に努め、復興への支援を約束。

7月13日現地支庁に被害状況の情報収集を指示するとともに、連絡体制を組んで被害状況の把握に努めた。7月14日から15日まで水産庁防災海岸課長外5名が檜山、渡島支庁管内を7月20日から22日まで水産庁防災課長外3名が後志、檜山支庁管内被災地の漁港や共同利用施設、漁船の被害状況を精力的に視察した。また、8月16日には農林水産大臣が奥尻町を視察し、現地住民の今後の生活に対する不安の声を聞き復興にできる限りの支援を約束した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.39]

02.水産部長が農林水産大臣、水産庁大臣へ復旧への支援要望を重ねた。

7月28日には、水産部長が農林水産大臣、水産庁長官に 災害復興事業の財源措置、被災漁業者への天災融資法の適用、低利融資措置、 復旧再取得資金の確保、既借入金の償還猶予、 激甚災害法の適用と復旧の特別対策、 漁協への低利融資、既借入金の償還猶予、などを要望し、その後も機会のあることに要望を重ねた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.39]

03.水産部内に南西沖地震対策プロジェクトが設置され、漁業振興の検討が行われた。

被害を受けた地域経済の復興のため、漁業者、漁業施設、漁協などの再建対策と漁業生産の継続に必要な漁業振興策を推進するために水産部内に技監を座長とする南西沖地震対策プロジェクトが8月12日に設置され、水産経営課長を班長とするワーキンググループとともに具体的な漁業振興の方策について数回にわたって検討がなされた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.39]

7. 商工労働対策

01.商工業の災害復興対策の為、商工労働観光部南西沖地震災害復興推進連絡会議を設置。

災害対策本部の設置を受け、関係支庁商工労働観光課、商工会連合全等と連携を図り、商工被害等の把握及び情報収集に努めるとともに、災害対策実施要領に基づき、被害状況を調査し、復旧に努めた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道

(1995/3), p. 40]

激甚災害指定に係る事務手続きに基づき、災害救助法の適用を受けた5町村(奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、島牧村)の町村別中小企業所得推定額を算出し、北海道通産局に報告した。道通産局が中小企業関係における局地激甚災害に該当するものと判断した奥尻町、島牧村について、中小企業庁被害状況調査要領に基づき、道通産局と現地実態調査(7/22~7/23)を行い、国(中小企業庁)に報告した。奥尻町、島牧村については、中小企業関係における局地激甚災害の適用措置となった。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 40]

商工業における災害復興対策を推進するため、9月10日、部内に「商工労働観光部南西沖地震災害復興推進連絡会議」を設置した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 40]

02. 中小企業の復興・安定を図る為に「災害資金」と特例比率を適用した。

被災中小企業者の災害復旧と経営の安定を図るため、中小企業振興資金融資制度の「災害資金」を7月13日災害救助法適用地域に、7月22日商工被害発生市町村に対して適用し、特に被害の大きい中小企業者に対しては、特例比率を適用することとした。

03. 融資期間の延長や貸付金の償還猶予措置等について要請した。

特に被害の甚大であった奥尻町については、融資期間、措置期間をそれぞれ延長措置した。国に対して、政府系金融機関の「災害復旧貸付」の被災地域全域への適用や既往貸付金の償還猶予措置等について要請した。(7/27~28日) [『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3), p. 40]

8. 労働対策

01. 雇用動向の聞き取り調査を行う他、雇用相談コーナーなどを開催した。

奥尻町内の10事業所に対して、雇用動向の聞き取り調査及び雇用保険制度の説明を実施した。(7/23日)

被災求職者、被災事業主等に対する総合的な相談援助を行うため、災害救助法適用地域の各職業安定所に雇用相談コーナーを開設した。国に対して、奥尻町の緊急雇用安定地域への指定等、雇用の安定対策について要請した。(7/27~28日)

被災者の雇用の安定と被災事業主の事業の早期再開のため、奥尻町に臨時職業相談所を開設した。

国に要請していた「雇用調整助成金」及び「特定求職者雇用開発助成金」の特例措置について適用となった。(9/10公布施行)

その他、職業訓練関係として、委託訓練等の定員枠の確保及び特別コースの設定等について国に要請した。(7/27-28日)

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.41]

9. 土木対策

01. 交通不能箇所の調査や土木施設の被害状況を調査し、対応の検討を調整。

土木班の活動としては、地震発生後、直ちに職員を召集し、函館、小樽及び室蘭土木現業所や港湾管理者である奥尻町、江差町、瀬棚町、函館市等と連絡を密にして交通不能箇所の調査や河川、港湾等の土木施設の被害や津波被害の状況等の情報収集にあたった。翌13日には、先の釧路沖地震の災害復旧対策等を参考に、応急対策及び早急な災害調査等の対応について検討し、各土木現業所と調整を図った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.41-42]

02. 国土地理院や気象庁などの関係機関と連携を図りながら情報収集に努めた

今回の地震では、大津波による被害が甚大なことから、被災海岸の航空写真の撮影や津波の痕跡調査を早期に行うよう指導するとともに、国土地理院や気象庁などの関係機関と連携を図りながら情報収集に努めた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.42]

03. 大規模な陥没や亀裂が発生した河川は、秋の出水期を控え早急な復旧がなれた。

河川関係では、堤防の陥没や亀裂が大規模であり、仮締切方法など復旧工法について技術的な問題も多かったが、秋の大雨による出水期を控えていることから、早急な復旧に努めた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.42]

04. 「北海道南西沖地震津波対策検討委員会」を設置した。

今回の地震で大きな被害を受けた海岸は、所管が建設省、運輸省、農林水産省(構造改善局及び水産庁)に分れており、山北海道の所管も土木部、農政部及び水産部と異なっていることから、関係部門で調整を図り、学識経験者を入れた一元的な津波対策を行うことを申し合わせた。そして8月17日に、地震による津波に関する専門的・技術的な調査、検討をすることを目的とした「北海道南西沖地震津波対策検討委員会」を設置し、事務局の事務を土木部砂防災害課が所掌した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.42]

10. 文教対策

01. 児童・生徒の安全対策等についての指導が行われ、災害報告書がまとめられた。

7月13日、教育庁内に北海道南西沖地震対策本部教育対策本部を設置し被害状況の把握や応急措置の検討にあたった。特に、被害の大きかった奥尻町に職員を派遣し、支援を行ったことは災害対策にあたって極めて効果的であった。[『平成5年(1993年)北海道

『南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.42-43]

被災した児童・生徒の安全対策等について指導するとともに、災害復旧にむけて被害状況の把握と災害報告書の取りまとめを行い、災害復旧国庫負担(補助)事業計画書を文部省に提出した。これを受けて文部省・大蔵省の現地調査による査定が、9月27日・10月12日に行われ申請どおり措置された。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.42-43]

02. 学校運営上支障のないよう応急措置をした。

市町村立学校等の復旧については、奥尻町の一部を除き平成6年3月31日復旧を完了した。最も被害が大きかった青苗小学校の復旧については、平成7年3月25日に完了することになっている。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

道立学校施設等については、被害状況の把握を行い、被害の大きい学校には職員を派遣し、学校運営上支障のないよう応急措置をした。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

03. 被災児童・生徒に対して種々の支援措置が行われた。

被災により就学困難となった要保護及び準要保護児童生徒に対する援助については、5町村195名の児童・生徒に対し就学援助措置がされた。

被災により入園料、保育料の減免対象となる幼稚園の就園奨励措置については、1町19名の保護者に対し減免措置がされた。

道立高等学校生徒の授業料の免除等については、73名に対し免除措置をした。

公立高等学校生徒学資金の貸付については、20名に対し貸付措置をした。

日本育英会奨学金の貸付けについては、42名に対し貸付措置がされた。

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

04. 被災私立学校生徒の家庭に奨学金の貸付等、必要な補正措置が行われた。

今般の地震は、奥尻島を中心として私立学校生徒を持つ家庭に大きな経済的被害をもたらした。地震発生後、ただちに各学校を通じ、生徒の家庭の被害状況を含め情報の収集に当たったが、その後被害の実態が明らかになるにつれて、被害の程度が大きく修学の継続が疑問視される生徒が多くでてきた。このため、道では、被災家庭の経済的負担を軽減し生徒が引続き通学できるよう、授業料を軽減するとともに奨学金の貸付けを行うため、第2回北海道議会臨時会において必要な補正措置を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

05.教育長が文部省に対し、災害復旧に係る財政支援について要望した。

社会教育施設等の復旧については、被害状況等の調査を行い国に対し財源措置を要望した。文化財の復旧については、市町村等の所有者に対し安全確保のための応急措置等の指導をした。7月20日教育長が文部省に対し、災害復旧に係る財政支援について要望した。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

11. 財政対策

01.被災納税者の救済の為、道税の減免措置、申告期限延期が実施された。

道税の減免措置等

被災納税者に対する道税の減免措置等について平成5年7月14日に各支庁に通達
被災納税者に対する道税の申告等の期限延長に係る地域の指定について平成5年7月
22日に告示

被災納税者に対する道税の減免措置、申告等の期限延長について広報の実施

[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.43]

12. 災害警備対策

01.「南西沖地震災害整備本部」を設置。指揮体制を確立し警察活動を行った。

北海道警察では、7月12日の地震発生後直ちに、警察本部、各方面本部及び沿岸管轄37警察署に警察本部長、各方面本部長、関係警察署長を長とする「南西沖地震災害整備本部」を設置して指揮体制を確立するとともに、奥尻島へは警察本部、各方面本部から応援派遣したほか、警視庁水難救助隊及び同庁水難救助車6台、警視庁航空隊及び同庁大型ヘリコプター2機、大阪府警航空隊及び同府警大型ヘリコプター1機、近畿管区通信部・静岡県警通信部及び通信衛星車3台、の受援を含み最大時全道で1日約2,000名の警備体制により、沿岸警察署における被害調査、漂流行方不明者等の搜索、交通障害箇所に対する規制・誘導活動、江差、北檜山、寿都など死者、行方不明者、負傷者等大きな被害の発生した警察署においては、死者の収容、検視、引渡し、行方不明者の搜索、地域防犯対策等の警察活動を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.44]

02.奥尻島には現地指揮所を設け、迅速・的確な災害警備活動を展開した。

最大の被害が発生した奥尻島に対しては、江差警察署長を長とする現地指揮所を設置するとともに、被害調査、行方不明者捜索、検視、遺族対策、交通対策、地域対策の各隊のほか、広報、通信、装備、宿舎補給の支援部隊を派遣し、道警ヘリによる負傷者の救護及び病院等への収容、・死者、行方不明者の陸海空からの援策、機動隊、警備隊、検視班による遺体の収容と検視、・遺族に対する遺体の引渡し、行方不明相談所開設による相談の受付、・身許不明遺体安置所の設置と広報等による身許の割り出し、奥尻駐在所等に

第4期 被災地応急対応期

運転免許事務の臨時窓口を設置し便宜を供与、婦人警察官を含めた移動交番車の投入による困り事相談の受付等の警察活動を行った。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.44]

03.自治体等防災関係機関との緊密な連携を図った。

また、警察本部では、自治体等防災関係機関との緊密な連携を図るため、北海道災害対策本部の事務局である北海道総務部防災消防課に連絡官を派遣して、道及び自衛隊(陸上・海上・航空)、海上保安本部、消防等の防災関係機関との連絡・調整に当たった。今回の地震は、北海道警察史上かつてない大規模の災害警備となったが、道警察の組織の総力をあげた対応と防災関係機関との緊密な連携のもと、多くの困難を克服しながら迅速、的確な災害警備活動を展開し、所期の目的を達することができた。[『平成5年(1993年)北海道南西沖地震災害記録』北海道(1995/3),p.44]